

在宅重度障害者（児）見舞品贈呈事業 贈呈希望者の申込みを受け付けます

港区社会福祉協議会では、共同募金運動の一環として地域福祉の推進を目的とした『歳末たすけあい運動』を行っています。集まった募金の中から区内で在宅生活を送られている重度障害のある方に見舞品をお贈りしています。希望する方は以下のとおりお申し込みください。



対象者

令和8年 9 月 15 日現在港区在住の心身障害者福祉手当の受給者
または児童育成手当(障害手当)を受給中の対象児童で以下に該当する人
●身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度を所持している人
および脳性まひまたは進行性筋萎縮症の人 ※施設入所者は対象外です

見舞品

区内共通商品券 3,000 円分(「港区商店街振興組合連合会」発行)

申込方法

希望者(対象者)は、見舞品贈呈希望申込書と、対象者であることが確認できる書類を(1)・(2)から各1点ずつ以上、添付してください。

希望申込書は港区社会福祉協議会等で配布します。港区社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることもできます。[\(https://minato-cosw.net/\)](https://minato-cosw.net/)

添付書類について

- (1)身体障害者手帳または愛の手帳の写し（本人の氏名・住所・障害者手帳番号・等級が確認できるもの）
- (2)心身障害者福祉手当または児童育成手当(障害手当)の受給がわかる書類の写し
(1年以内に発行された認定通知書または受給証明、もしくは1年以内の手当金額の入金がわかる預金通帳の表紙および入金履歴の写し等、のいずれか)

申込先等

郵送 または 港区社会福祉協議会窓口で受け付け

港区社会福祉協議会窓口での受付時間

月～金曜日(土日・祝日・年末年始除く) 午前8時 30 分～午後5時15分

申込締切り

令和8年 1 1 月 6 日（金）必着

※見舞品を速やかにお届けするため、締切りの厳守にご協力をお願いします。

申込・問合せ先

港区社会福祉協議会 経営管理係（担当：佐藤・太田）
〒106-0032
港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所2階
電話 03(6230)0280 FAX 03(6230)0285

《希望申込書の記入例や見舞品贈呈までの流れは裏面をご参照ください》

対象者（希望者）への見舞品到着までの流れ

10月上旬～中旬

「広報みなと」・広報紙
「みなと社協」にご案内
(募集)記事掲載

申込締切り 11月6日(金・必着)

希望者は「見舞品贈呈希望申込書」と「対
象者であることが確認できる書類」を申
込締切りまでに港社協へ郵送で提出

12月中旬頃(予定)

見舞品希望者(申込者)に
見舞品を簡易書留で発送

見舞品贈呈希望申込書の記入例

令和8年度 在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業

見舞品贈呈希望申込書

太線枠内に記入のうえ、対象者であることがわかる書類を添付(※)し、お申し込みください。

本人氏名 【児童育成手当(障害手当)の 受給者は、子どもの氏名を記 入してください】	(ふりがな)	
保護者氏名 【保護者がいる場合のみ記入 してください】	(ふりがな)	
住 所	〒 ー 港区	
電話番号・FAX番号	電話番号	FAX番号
来年度(令和9年度) も、同様の事業が行われたときに、案内通知を希望しますか。 はい/いいえ		
※添付書類について【(1)・(2)から、必ず各1点ずつ 必要です】 (1) 身体障害者手帳または愛の手帳の写し (本人氏名・住所・障害者手帳番号・等級が確認できるもの) (2) 心身障害者福祉手当または児童育成手当(障害手当)の受給がわかる書類の写し (1年以内に発行された認定通知書または受給証明、もしくは1年以内の手当金額 の入金がわかる預金通帳の表紙および入金履歴の写し、のいずれか等)		

本人氏名・ふりがなを記入

保護者氏名・ふりがなを記入
(保護者がいる場合のみ記入してください)

郵便番号・住所・電話番号・FAX 番号を記入

「はい」に○を付けた場合、
来年度(令和8年度)に
同様の事業を実施する際に、
案内通知を送付します。

【申込方法】

- ①「見舞品贈呈希望申込書」の枠内に、本人氏名・ご住所・電話番号等の必要事項を
もれなくご記入ください。
- ②「見舞品贈呈希望申込書」と添付書類(※)を、下記の申込提出締切までに
到着するよう郵送してください。
(港区社会福祉協議会窓口【受付時間:月～金(土・日・祝日・年末年始を除く)午前8時
30分～午後5時15分】でも受け付けます)

【申込書提出締切】 ※ 締切の厳守にご協力をお願いします。

令和 8 年 11 月 6 日(金) 必着



○個人情報の取扱いについて: 本会個人情報保護規程等に基づき、適切に取り扱い、「歳末たすけあい運動」
による在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業以外に使用することはありません。

